

陳 情	受 理 番 号	63	受 理 年 月 日	令和8年5月27日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	フリースクール、オルタナティブスクール等に通う児童生徒に対する学校給食費相当額の支給を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

フリースクール、オルタナティブスクール等に通う
児童生徒に対する学校給食費相当額の支給を求める陳情書

那覇市議会におかれましては、日頃より子どもの教育環境の問題にご尽力頂きありがとうございます。

私たちは、子どもの特性や発達段階、不登校など多様な事情により、子ども達の最善の利益を考慮しフリースクール、オルタナティブスクールに通わせている親です。子ども達の健やかな成長を願い、その基盤となる栄養確保のため、毎日試行錯誤をしながらお弁当を作り持たせていますが、昨今の経済不況に加え、様々な生活必需品、食料品等の物価高騰により、生活に大きな影響を受けています。教育機会の公平性及び子育て支援の均衡の観点から、以下の通り要望いたします。

【趣旨】

1. フリースクール、オルタナティブスクール等、多様な学びの場に通う児童生徒に対し、公立学校及び私立学校に通う児童生徒と同様に、学校給食費相当額の負担軽減措置（現金給付その他これに準ずる措置）を講じるよう求めます。

【陳情の理由】

那覇市の学校給食費支援事業は、物価高騰が高止まりしている現状を踏まえ、「学校給食をとおして子育て世帯の経済的負担軽減を図る」ことを目的として実施されています。

この目的に照らせば、支援の対象は学校給食を利用している児童生徒のみに限定されるものではなく、那覇市に居住し、義務教育段階にある子どもを養育する子育て世帯全体に及ぶべきものと考えます。

現在、那覇市では市立小中学校に通う児童生徒への学校給食費支援に加え、私立学校に通う児童生徒に対しても一定の支援が行われています。一方で、子どもの特性や発達段階、不登校、教育方針等によりフリースクールやオルタナティブスクール等を選択した児童生徒については、保護者が昼食を準備し経済的負担を負っているにもかかわらず、支援の対象外となっています。

これは、同じ那覇市に暮らす子どもでありながら、学びの場の違いによって子育て世帯への経済的支援に差が生じている状況であり、教育機会の公平性及び子育て支援の均衡の観点から課題があると考えます。

また、沖縄県内においては、恩納村や嘉手納町など、フリースクール等に通う児童生徒に対し学校給食費相当額の支援を実施、又は制度化に向けた検討を進めている自治体もあります。同じ沖縄県内でありながら、居住する自治体によって支援内容に差が生じている現状についても改善が求められます。

さらに、教育機会確保法の趣旨においては、不登校児童生徒への支援にとどまらず、すべての児童生徒に対して多様で適切な学びの機会を確保することが求められています。近年では、不登校を契機とする場合だけでなく、子どもの特性や発達段階、保護者の教育方針などにより、多様な学びの場を選択する家庭も増えています。こうした教育選択は、子どもの最善の利益を考慮したものであり、尊重されるべきものです。

また、本件は新たな大規模制度の創設を求めるものではありません。那覇市では現在、食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食を利用できず、弁当を持参する児童生徒の保護者に対し、「那覇市立小中学校給食弁当代

替者補助金」を交付しています。この制度は、保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援することを目的として設けられているものです。

フリースクールやオルタナティブスクール等に通う児童生徒についても、学校給食を利用できず保護者が昼食を準備しているという点において共通しており、在籍校や関係機関との連携による在籍確認や利用状況の確認など、既存制度と同様の手続きを活用することで、学校給食費相当額の支援を実施することは十分可能であると考えます。

教育の多様化が進む中、子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもに等しく食と学びの基盤を保障する観点から、フリースクール及びオルタナティブスクール等に通う児童生徒に対する学校給食費相当額の支援、又はこれに準ずる昼食費支援制度の整備を強く求めます。